

小牧市議会議案第 1 0 4 号

小牧市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

小牧市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

小牧市長 山 下 史守朗

## 小牧市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

小牧市職員の分限に関する条例（昭和30年小牧市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

### 提出理由

この案を提出するのは、地方公務員法の改正に伴い、所要の整備を行うため必要があるからである。

## 参考資料

小牧市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 地方公務員法の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。（第8条関係）
- 2 この条例は、令和元年12月14日から施行する。